

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	鳥取市 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法の規定に基づき、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、施設型給付・地域型保育給付・施設等利用給付に係る支給認定事務及び実費徴収に係る補足給付事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の規定に従い、以下の事務において取り扱う。</p> <p>①子どものための教育・保育給付の認定及び支給に関する事務 ②子育てのための施設等利用給付の認定及び支給に関する事務 ③地域子ども・子育て支援事業(実費徴収に係る補足給付)の実施に関する事務</p> <p>※事務に係る申請・届出等は、窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。</p>
③システムの名称	子ども・子育て新システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、教育・保育給付認定等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>ア 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項</p> <p>イ 情報提供 実施しない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子ども部子ども家庭局幼児保育課
②所属長の役職名	幼児保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁舎4階 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康子ども部子ども家庭局幼児保育課 〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4 駅南庁舎1階 TEL0857-30-8457
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	取扱手順書や窓口対応マニュアルを作成し対応を行っており、例えば次のような対策を講じている。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>取扱手順書や窓口対応マニュアルを作成し対応を行っており、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを含む書類の送達を行う際は、中身の見えない封筒等に封入処理し、担当者以外が開封しないよう表記を行っている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を含む書類を廃棄する際は、記録を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の状態	変更後の状態	開始時期	開始時期に係る説明
令和5年4月15日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイル名(※)の更新	①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付・審査・通知 ②子どものための教育・保育給付に係る給付の必要項目に関する事項の届出及び届出の受付 ③子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付・審査・通知 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の届出に関する事項についての審査・通知 ⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付・審査・通知	①子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付・審査・通知 ②子どものための教育・保育給付に係る給付の必要項目に関する事項の届出及び届出の受付 ③子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付・審査・通知 ④子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の届出に関する事項についての審査・通知 ⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請の受付・審査・通知	事後	びらりサービス開始に伴う変更
令和5年4月15日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイル名(※)の更新	子ども、子育て支援システム、児童システム、関係機関名称などシステム(番号連携サービス、中間サーバ)	子ども、子育て支援システム、児童システム、関係機関名称などシステム(番号連携サービス、中間サーバ、サービス課長、電子申請機能、申請管理システム)	事後	びらりサービス開始に伴う変更
令和5年4月15日	1 関連情報 5 児童福祉課	健康こども部2こども家庭課	健康こども部2こども家庭課給付推進課	事後	組織改組による変更
令和5年4月15日	1 関連情報 5 児童福祉課	こども家庭課	幼児教育課長	事後	組織改組による変更
令和5年4月15日	1 関連情報 6 特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項	健康こども部2こども家庭課 〒460-8571 高島島敷町南7丁目 本庁舎 4F ☎0537-30-8238	健康こども部2こども家庭給付推進課 〒460-8571 高島島敷町南7丁目 本庁舎 4F ☎0537-30-8238	事後	組織改組による変更
令和5年4月15日	2 問い合わせ相談窓口(※)の更新	令和5年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	びらりサービス開始に伴う変更
令和5年4月15日	2 問い合わせ相談窓口(※)の更新	令和5年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	びらりサービス開始に伴う変更
令和5年4月15日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイル名(※)の更新	子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請 児童福祉課	給付用 子ども子育て支援法による子どものための教育・保育給付(※)は子育てのための施設等利用給付(※)と児童福祉課(※)子育て支援事業課の業務に関する事項	事前	詳細項目の統合
令和5年4月15日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイル名(※)の更新	子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請	給付用 子ども子育て支援法による子どものための教育・保育給付(※)は子育てのための施設等利用給付(※)と児童福祉課(※)子育て支援事業課の業務に関する事項	事前	詳細項目の統合
令和5年4月15日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイル名(※)の更新	子どものための教育・保育給付に係る支給認定申請	子ども子育て支援法による子どものための教育・保育給付(※)は子育てのための施設等利用給付(※)と児童福祉課(※)子育て支援事業課の業務に関する事項	事前	詳細項目の統合
令和5年4月15日	1 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	児童福祉課	児童福祉課	事前	詳細項目の統合
令和5年4月15日	1 関連情報 3 個人番号の取扱い	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 【児童福祉法第11条(児童福祉法)】 別表第4 94項	番号法第94条第1項 別表127の項	事後	番号法改正
令和5年4月15日	1 関連情報 4 情報提供システム	ア 情報提供システム 番号法第10条第9号(特定個人情報情報の提供の制限)【児童福祉法 第94条19】	ア 情報提供システム 番号法第10条第9号に基づき生後5年未満の乳幼児 番号法第10条第9号(特定個人情報情報の提供の制限)【児童福祉法 第94条19】	事後	番号法改正
令和5年4月15日	1 関連情報 5 児童福祉課	健康こども部2こども家庭課	健康こども部2こども家庭給付推進課 〒460-8571 高島島敷町南7丁目 本庁舎 4F ☎0537-30-8238	事後	庁舎移転
令和5年4月15日	2 問い合わせ相談窓口(※)の更新	令和5年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月15日	2 問い合わせ相談窓口(※)の更新	令和5年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月15日	2 問い合わせ相談窓口(※)の更新	(GL)	十分である	事後	様式変更
令和5年4月15日	2 問い合わせ相談窓口(※)の更新	(GL)	児童手帳書や窓口対応マニュアルを修正し対応行っており、修正内容の充分な対応を認めている。	事後	様式変更
令和5年4月15日	2 問い合わせ相談窓口(※)の更新	(GL)	B 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更
令和5年4月15日	2 問い合わせ相談窓口(※)の更新	(GL)	十分である	事後	様式変更
令和5年4月15日	2 問い合わせ相談窓口(※)の更新	(GL)	児童手帳書や窓口対応マニュアルを修正し対応行っており、修正内容の充分な対応を認めている。 マニュアルを修正し業務の遂行手順は、申請の必要のない対象者に限定し、担当職員が確認し、十分な対応を認めている。 特定個人情報名を書籍は、記載できる書籍等に限定し、十分な対応を認めている。 特定個人情報名を書籍に保管する際は、記録を行っている。	事後	様式変更